

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第15号

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則（令和 4年名古屋市規則第 141号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 3号イ中「専門課程」の次に「又は専攻科の課程」を加え、同条第 11号ア及びイ中「専門課程」の次に「及び専攻科」を加える。

附 則

この規則は、令和 8年 4月 1日から施行する。